

〈平成31年度〉 生徒心得細則

1. 登校後、放課時間までの間は外出禁止とする。ただし、やむを得ぬ事情で外出する時は、学級担任および教科担当の許可を受けること。
2. 学校には学業や特別活動に必要な物以外は持参しないこと。貴重品を持参した場合は、必ずカギをかけて保管すること。また、ロッカーには必ずカギをかけること。
3. 身だしなみについて
 - (1) 制服の着用上の留意点は以下の通りである。
 - ① 指定のブレザーを着用する。
 - ② シャツやブラウスは、ズボン、スカートから出さない。
 - ③ シャツやブラウスの下には、色シャツ、柄シャツ、ハイネック等、そぐわないものを着用してはならない。
 - ④ スカートについては、採寸されたもの着用し、加工してはならない。また、ウエストで巻いてはならない。
 - ⑤ ズボン、スカートの腰履きを禁止す

る。

- (6) 夏季（6月～9月）においては、ブレザー、ネクタイ、またはリボンを着用しなくてもよい。
- (7) 夏服は、半袖シャツ、ブラウスとし、長袖シャツ、ブラウスを着用してもよい。

※制服を無断で改変してはならない。

(2) 頭髪について

生来の自然な頭髪を原則とし、染髪や脱色、パーマ等により髪に加工を施さないこと。剃りこみ、モヒカン、過激な刈り上げ等学習活動にそぐわない髪形は禁止する。

(3) 靴、靴下について

靴は、下駄箱に収まる高さで、安全性に留意し踵の入る物を履く（ブーツ、サンダル不可）。靴下は、華美でないものとする。

(4) ベスト、セーター、カーディガンについて

夏服着用期間において、ベストの着用を認める。また、冬服着用期間において、

防寒対策として、セーター、カーディガンの着用を認める。ただし、無地で色は紺色のみとする。

4. 携帯電話・スマートフォンの利用について

校内では昼休みと放課後以外の使用を禁止する。違反した場合は別途指導を行う。

5. 履修単位の関係で、空時間のあるときは、教室・図書館で学習し、みだりに校舎内を歩き回ったりしないこと。

6. 体育の授業及び部活動での更衣は、あらかじめ決められた場所でおこなう。

7. 部活動等に教室を利用する場合はあらかじめ許可を受けること。

8. 休日の生徒登校は、原則として禁止する。部活動等で登校する場合は、必ず顧問教員の監督下で活動すること。

9. 放課後、部活動等に残る生徒は下校時間を厳守すること。午後4時50分に終了し清掃を完了して午後5時00分までには下校すること。

10. 下校時刻以後は、先生の監督なしに学校に居残らないこと。

11. 中庭においてテニスその他の球技をしないこと。

12. アルバイトについて

原則として禁止する。やむを得ない場合、担任に報告をし、アルバイト許可願いを提出すること。

13. 特別指導の対象について

特別指導の対象は以下の行為とする。

喫煙（同席、喫煙具所持含む）、飲酒（同席、所持含む）、バイク・自動車使用、悪質な暴言、万引き、窃盗、不正行為、暴力行為、SNSの不適切な利用、Web上への不適切な写真及びコメント掲載など。

14. 登下校について

① 自転車通学

徒歩または他の交通機関による通学が困難な場合には、自転車による通学をしてもよい。ただし、書類によって届け出をし、本校の発行するステッカーを貼付する。また、レインウェアを常時携帯し、雨天時はレインウェアを着用すること。

② 交通安全と道徳

登下校時には、自己の安全と他人への

気配りを心がけ交通法規を守る。自転車の利用にあたっては、交通ルール、マナーを遵守すること。違反した者は別途指導が行われる。

③ 自転車は駐輪場の指定された場所に置く。

④ 車両の使用

やむを得ぬ事情により、車両による送迎を受ける場合には、あらかじめ学級担任を通じて生徒指導部に届け出て、許可を得る。

15. バイク使用に関する特別指導について

(1) 通学等で交通事故を未然に防止するために、登下校、学校行事、部活動、生徒会活動を含め、すべての教育活動においてバイクの使用および同乗を禁止として、以下の事象が発覚した場合、特別指導の対象とする。

*車の利用についてもバイクと同様とする。

① バイクを使用及び同乗して登下校した場合（休日や私服の場合も含む）。

② 授業時間と登下校にかかる時間帯に

通学、送迎目的でバイクを使用及び同乗した場合（欠席、一度帰宅したもの、私服のものを含む）。

③ 制服を着てバイクを使用及び同乗した場合（休日を含む）。

(2) 休日又は下校後一度帰宅した場合は、以下の事項を禁止する（私服の場合を含む）。

① 学校の活動中（授業中、行事、部活動、生徒会活動等）の生徒および通学中の生徒とバイクを使用しての接触、送迎。

② 学校へ苦情が寄せられる行為。

③ 学校敷地に面している通りでの使用、駐停車。

(3) バイク使用による迷惑行為、違法行為（違法駐停車含む）については時間、場所を問わず指導対象とする。

(4) バイク、車両による送迎については、予め、保護者から事前連絡、届け出があった者のみ可能とする。保護者以外の送迎、連絡なし、届け出無しの送迎については指導対象とする。

16. 考査の際には次の注意を厳守すること。

- (1) 座席は6列にし、出席番号順に着席する。
- (2) 机上には鉛筆、消しゴムのみ出すことができ、筆箱、タオルなどは置いてはならない。定規等は監督から許可があった場合のみ使用できる。
- (3) 机の中には、物を一切入れてはならない。
- (4) 試験中、筆記用具などの貸し借りをしてはならない。
- (5) 下敷きの使用は原則として禁止する。
- (6) 携帯電話、スマートフォンなどを出したり、触れたりしている場合は不正行為とみなす。
- (7) 私語を慎み、発言の必要のある時は拳手して許可を受けること。
- (8) 考査中の途中退場は認められない。
- (9) 答案の確認が終わり、監督の指示があるまでは着席していること。
- (10) 監督の指示に従うこと。
- (11) 不正行為を絶対にしてはならない。不正行為を行った者については、以後の受

験を停止する等の指導を行う。

17. 体育館の使用について

- (1) 体育館履きを、使用する。ただし、シートを敷いた場合には上履きを使用する。部活動で専用の靴を使用する場合は、体育科の許可を受けた専用の靴を使用する。
- (2) 休み時間(昼休み)の使用は禁止する。
- (3) 体育館での飲食は禁止する。

18. 自然災害時の登校時間について

東京23区東部に「特別警報」または「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」のいずれかの警報(注意報ではない)が発令された場合の対応については、以下の通りとする。

- (1) 平常登校
7:00までに解除されたとき
- (2) 9:30分登校
8:00までに解除されたとき
- (3) 10:30分登校
9:00までに解除されたとき
- (4) 11:30分登校
10:00までに解除されたとき
- (5) 13:05分登校
11:00までに解除されたとき

※(5)について、3年生で、当日の自由選択科目を受講していない生徒は、自宅学習とする。

(6) 臨時休校

11:00までに解除されないとき

生徒会組織図

